

内閣参質八七第一号

昭和五十四年四月十三日

内閣總理大臣 大平正芳

参議院議長 安井謙殿

参議院議員一宮文造君提出戦災死没者に対する弔慰金支給等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員二宮文造君提出戦災死没者に対する弔慰金支給等に関する質問に対する

答弁書

一について

民間戦災傷病者及び民間戦災死没者の遺族で生活上の援助を必要とする者については、一般の社会保障施策の充実により対処していくことが適当であるとの考えの下に、従来から各種の措置を講じてきている。

民間戦災傷病者等について特別に調査を行うことは考えていない。

二及び三について

地方公共団体において民間戦災死没者の遺族に対し弔慰一時金を支給している事例があることは承知しているが、これは当該地方公共団体の独自の判断により実施している施策であり、

国としてこのような施策を講ずる考え方はない。